

令和6年3月25日

宗像市議会
議長 神谷 建一 様

社会常任委員会
委員長 新留 久味子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第12号議案 宗像市立学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

城山中学校及び河東西小学校の開放施設の変更に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 城山中学校改築に伴い、開放施設に中学校多目的室を加える。なお、使用料は規模が同等の中学校武道場と同額の1時間当たり240円とする。また、施行規則で照明と冷暖房の利用金額を定める。
- 2 河東西小学校で現在特別支援学級の教室として使用している多目的教室、図工室及びコンピュータ室を開放施設から削る。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第13号議案 宗像総合市民センター条例及び宗像ユリックス総合公園条例の一部を改正する条例について

宗像総合市民センター及び宗像ユリックス総合公園の貸出し施設の一部を変更することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 宗像総合市民センターの現在は倉庫として使用している会議室2つを新たに貸出し施設として加える。テレワークなどのワークスペースとしての使用を想定している。
- 2 宗像ユリックス総合公園のプレイ広場を全天候型子どもの遊び場施設の用地として活用するため、貸出し施設から削る。これまでプレイ広場を使用していた団体には規模が同等の多目的広場（半面）を案内する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 14 号議案 宗像市手数料条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

電子化に伴った法改正により、これまで住民票と同じ区分だった消除された住民票が住民票の除票とされ、戸籍の附票と同じ区分だった消除された戸籍の附票が戸籍の附票の除票とされたことから、条例においても同様に区分を分ける。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 15 号議案 宗像市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険料の額及び段階設定の見直しに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 第 9 期（令和 6 年度から令和 8 年度まで）の介護保険料基準月額について、宗像市介護給付費準備基金 8 億円などを活用し、第 8 期の 5,000 円から 250 円引き下げ、4,750 円とする。
- 2 国が定める介護保険料の標準所得段階は 13 段階であるが、市はさらに細分化して 16 段階とする。なお、国の方針に合わせて第 1 段階から第 3 段階の低所得者については標準乗率の引下げを行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 16 号議案 宗像市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について

宗像市国民健康保険基金の処分について変更するため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 国民健康保険制度の改正に伴うものに限らず、国民健康保険税の大幅な引上げを緩和するための財源として活用できるよう、基金の処分要件を緩和する。
- 2 令和 6 年度国民健康保険特別会計予算（案）に約 9,700 万円の歳入不足が見込まれ、不足を補うためには平均 5.2% の増税が必要となるが、約 15 億 6,500 万円の基金を積み立て

ているため、歳入不足額全額に基金を活用して税率（額）を据え置き、被保険者の負担を軽減する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 17 号議案 宗像市次世代育成支援対策審議会条例の一部を改正する条例について

こども基本法第 10 条第 2 項に基づくこども計画の策定について調査審議すること等に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 こども基本法に定めるこども計画と子ども・若者支援推進法に定める子ども・若者計画を包含する宗像市こども計画を策定するため、審議会の所掌事務にこども施策の推進について調査審議することを追加する。
- 2 こども計画の策定に関する事項を調査審議するため、2 人以内の臨時委員を置くことを可能とする。子どもの意見反映を強化するため、臨時委員は市内在住の中高生を想定している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 18 号議案 宗像市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

特定教育・保育施設が定める施設運営に関する重要事項について、書面掲示に加え、インターネット上でも公開しなければならないようにする。また、手続きのオンライン化を進めるため、文言を改める。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。